

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、輸入機器の販売業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、出張先での作業中に踏み台（高さ〇m程）から転落し負傷したという。

請求人は、同月〇日、Cクリニックを受診し、「腰部打撲傷、左足関節打撲傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたものの、請求人には同一部位に既に障害等級第12級に該当する障害があり、加重には該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

監督署長が請求人に残存する障害を障害等級第12級と認めたものの加重に該当しないとした処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害は既存障害の腰部の神経症状と左足の神経症状であり、局所の神経症状の取り扱いは、腰部と足とでは別の障害と認められていることから、既存障害である腰部と今回の障害である下肢とは同一系列の障害ではない旨、また、今回の障害である左下肢の障害等級は第14級と考えられる旨主張しているため、以下検討する。

(2) 本件傷病の治癒後の残存障害（腰痛、左足MP関節部の痛み、痺れ）の程度は、決定書理由に説示するとおりであり、当審査会としても、請求人の予診表による訴え、平成〇年〇月〇日付けD医師作成の意見書及び平成〇年〇月〇日付けE医師作成の診断書等により、障害等級第14級の9「局所に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(3) 一方、請求人は、決定書理由に説示するように、平成〇年〇月〇日に負傷した腰部の治癒後に残存する神経症状に対し、障害等級第12級の12と決定され、同等級に応ずる障害補償給付を支給されていることが認められる。

このように、請求人に既存障害があることが認められるところ、決定書理由に説示するとおり、障害等級表は神経系統の機能又は精神については系列13と区分し、労災則第14条第5項において、既に身体障害のあった者が、業務災害(又は通勤災害)によって同一部位について障害の程度を加重した場合は、加重した限度で障害補償給付を行うこととされており、また、同一部位に新たな障害が加わったとしても、その結果、障害等級表上、現存する障害が既存の

障害よりも重くならなければ、加重には該当しないとされている。

請求人の場合、既存障害の程度は障害等級第12級であり、新たな残存障害の程度は障害等級第14級であることから、現存する障害の程度は障害等級第12級となり、同一部位に新たな障害が加わったものの、現存する障害が既存障害よりも重いものとはならないことから、当審査会としても、加重には該当しないものと判断する。

- (4) なお、請求人は、当審査会が取り消した裁決例を資料として提出し、本件についても同様に判断されるべき旨主張しているが、加重には該当しない新たな神経障害として、既存障害と別異に評価して障害等級に応ずる障害補償給付を支給するか否かの判断は、新旧双方の負傷部位、その程度、予想される症状、当該障害の労働能力への影響の程度等を総合的に勘案して個別に決定すべきものであると思料するところ、本件については、子細に検討した結果、上記判断のとおりであることを付言する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。